

中国商標法 第3次改正法の施行



北京再言商標代理有限公司
代表パートナー・弁理士 馬 彦華

2013年8月30日に、中国商標法第3次改正案は第12回全国人民代表大会（全人大）常務委員会第4回会議の審議により採択された。改正法は2014年5月1日より正式に施行されている。

現行商標法は、1982年8月23日に採択され、1983年3月1日より施行されたものである。1993年2月22日に第1次改正、2001年10月27日に第2次改正を行った。今回の改正が第3次改正となる。

今回の改正は主として、出願人に手続上の便宜を提供し、公平競争の市場環境を維持し、商標権への保護を強化するという着眼点から行われている。

(1) 出願人に手続上の便宜の提供。具体的に以下の改正内容が含まれる。

- ・ 音声商標登録を受けられるようになる
- ・ 1商標多区分出願制度の導入
- ・ 電子出願の明確化
- ・ 審査意見書制度の追加
- ・ 異議申立制度の改正
- ・ 行政審査と審理にかかる期間の法律化

(2) 公平競争の市場環境の維持。具体的に以下の改正内容が含まれる。

- ・ 使用しているが登録されていない商標への保護強化
- ・ 著名商標の保護制度のより明確化
- ・ 商標と商号の抵触における不正競争行為の明確化
- ・ 商標における使用の概念及び使用義務の明確化
- ・ 商標代理機構の法的責任の追加

(3) 商標権への保護の強化。

具体的に商標権侵害に対する取締の強化に体现されている。

その他、審査中止の行政手続きの法律化、異議決定と無効宣告決定の効力の明確化、使用ライセンスについての届出の必要性なども今回の改正法に追加され、明確化された内容である。